

令和4年12月

保護者様

中野区教育委員会事務局学校教育課長

季節性インフルエンザに感染し学校に復帰する場合の取扱について

中野区立の小中学校では、現在までお子さまが季節性インフルエンザで出席停止となり、学校に復帰する場合、登校可能な証明書として、医師が治癒を証明し、保護者の皆様からの「登校許可証」(出席停止解除願い)の提出をお願いしておりました。

このたび、厚生労働省からの通知を受け、上記「登校許可証」(出席停止解除願い)に代わり、**医師の証明を必要としない「登校届」**をご提出していただくことに変更いたします。

なお、麻しん等の季節性インフルエンザ以外の感染症で出席停止となった場合には、これまで通り医師の証明が必要な「登校許可書」(出席停止解除願い)の提出をお願いいたします。

<問合せ先>

中野区教育委員会学校教育課学校健康推進係(03-3228-5522)